

はこだて健幸プロジェクトへの参画に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、様々な意見を事業に反映し、はこだて健幸プロジェクト(以下「本会」という。)を円滑に運営するため、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドライン第5条第1項第1号に規定する、本会の会員および幹事会の幹事として参画に必要な事務手続きや、審査基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドラインの例によるものとする。

(申請)

第3条 事業パートナーは、本会への参画を希望する場合、はこだて健幸プロジェクト参画申請書(別記第1号様式)により申し出ることができる。

(審査)

第4条 代表は、前条の申請があった場合、事業パートナーが次条の基準に適合するかどうかを審査のうえ、速やかに本会の総会に諮り、参画の可否について会員の決議を求めることとする。

(審査基準)

第5条 本会への参画は、函館市と連携協定を締結し、かつ協定内容に健康増進に関する事項があることを条件とする。

(通知)

第6条 代表は、承認をすることと決定したときは、はこだて健幸プロジェクト参画承認決定通知書(別記第2号様式)により通知する。

2 代表は、承認をしないことと決定したときは、はこだて健幸プロジェクト参画不承認通知書(別記第3号様式)により通知する。

(遵守事項)

第7条 前条の規定により承認を受けた事業パートナーは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) はこだて健幸プロジェクト規約

(2) 本会の運営費用を負担すること。負担金額については本会与協議のうえ決定する。

(変更)

第8条 事業パートナーは、会員および幹事の変更を希望する場合、はこだて健幸プロジェクト参画内容変更届出書（別記第4号様式）により代表に届け出なければならない。

(脱退)

第9条 事業パートナーは、本会からの脱退を希望する場合、はこだて健幸プロジェクト脱届出書（別記第5号様式）により代表に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第10条 代表は、事業パートナーが第5条に定める審査基準に該当しなくなったとき、または遵守事項に従わない場合、承認を取消し、はこだて健幸プロジェクト参画承認取消通知書（別記第6号様式）により通知する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に「はこだて市民健幸大学」実行委員会に委員として参画していた者は、第3条から第6条第1項の規定による手続きがなされたものとみなす。